

大学英語教育学会関西支部内規

(支部運営内規)

第1条 本支部運営内規は、社団法人大学英語教育学会細則第3条第2項に基づき、支部の運営に必要な事柄を定めるものとする。

(名称)

第2条 関西支部は「大学英語教育学会関西支部」(The Kansai Chapter of the Japan Association of College English Teachers) と呼ぶ。

(目的)

第3条 関西支部は、大学英語教育及び関連分野の理論と実践に関する研究と活動を通じて、大学英語教育の充実発展を図り、あわせて関西地区における会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 関西支部の会員は、社団法人大学英語教育学会会員で、原則として関西地区に勤務または居住する者とする。ただし、関西地区とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の2府4県をいう。

(支部役員)

第6条 関西支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名、なお、定款第12条第2項のとおり、支部長は理事とする。
- (2) 副支部長 1から2名を置く。
- (3) 支部幹事 若干名(支部事務局幹事を含む)
- (4) 支部研究企画委員 若干名

2. 役員の任期は1期2年とする。

3. 再任は妨げないが、社団法人大学英語教育学会定款第18条の規程にかかわらず、最長2期4年とする。

(支部役員の任務)

第7条 関西支部の支部役員の任務は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、必要に応じて支部役員会を招集し、これを主宰する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 支部幹事は支部の事務を総括し、本部や他支部との連絡、その他の事務を行う。
- (4) 支部研究企画委員は支部長、支部幹事を助け、支部運営上の諸問題を処理する。
- (5) なお、関西支部が必要と認める役員を置いた場合には、当該役員はその行うべき任務を遂行する。

(支部役員の選出)

第8条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部役員会が推薦し、支部総会で選出する。
- (2) 副支部長は、支部長の推薦に基づき支部役員会が選出し、支部総会の承認を得るものとする。
- (3) 理事・代議員、支部幹事および研究企画委員は、支部役員会が推薦し、支部総会の承認を得るものとする。

(支部役員会・支部委員会)

第9条 支部長、副支部長、支部幹事、支部研究企画委員、及び支部選出の理事・代議員をもって支部役員会を構成する。

2. 支部役員会は支部運営上の諸問題について審議する。
3. 支部は支部運営上の各種委員会を置くことができる。

(支部総会)

第10条 関西支部は毎年1回総会を開くものとする。また、必要に応じて、随時開くことができる。

2. 支部総会における議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(経費)

第11条 関西支部の経費は、本部より配布される。毎月本部に対しその収支報告をしなければならない。

(支部事務局)

第12条 関西支部は支部事務局を支部幹事等の勤務大学等に置く。

(支部内規の変更)

第13条 この他必要に応じて支部内規で定めることができる。

附則 この内規は2006年6月3日より施行する。

2008年6月7日一部改正

2. 支部長の選出は「大学英語教育学会関西支部長選出要領」(2005年6月4日支部総会承認)に従う。

申し合わせ(付帯条項)

1. 社団法人大学英語教育学会認可の日の前日までは、本内規における「社団法人大学英語教育学会」を現在の任意団体における「大学英語教育学会」と読み替える。
2. 社団法人大学英語教育学会認可の日以降、本内規における「社団法人大学英語教育学会」を字義どおりに解する。